

令和 5 年 10 月 25 日
企画調整部企画課

事業の経緯及び施設の整備方針について

1. 基本計画作成の経緯等

- ・本市は、浜松城の代々の城主が幕府の要職に栄転した「出世城」の由来と、世界的企業の経営者を数多く輩出したことに着目し、平成 24 年から「出世の街」として地域ブランドの確立に取り組んできた。
- ・平成 31 年からは、家康公の躍進の歴史を背景に、浜松・浜名湖地域の豊かな食材の魅力を全国に発信する「浜松パワーフード」プロジェクトが民間主導で発足している。
- ・大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、全国の家康公ゆかりの地との連携を進めており、現在、20 都市以上と協力しながら徳川家及び徳川家康に関する機運を高めている。
- ・浜松城公園に隣接した旧元城小学校跡地に建設された大河ドラマ館及び関連施設について、市民等からドラマ終了後の継続利用を求める声があり、活用方法を検討する中で、大河ドラマ館名誉館長である徳川家広氏から、(公財)徳川記念財団(以下「財団」という。)が各地に点在する所蔵品を集約し、多くの方に見ていただくことを検討していることを伺った。
- ・本市としても財団所蔵の文化財を展示収蔵する施設は、都市ブランドの向上や地域活性化に大きな恩恵をもたらすと考えられることから、大河ドラマ「どうする家康」のレガシーとして、放送に伴い整備した大河ドラマ館及び関連施設を活用しながら、財団所蔵品を中心とした徳川家関係資料の展示収蔵施設の整備を計画することとなった。

2. 現状

(1) 大河ドラマ館及び関連施設(土地) 【資料 3】【資料 4】

- ・「浜松城公園長期整備構想」(平成 26 年 2 月策定)において当該区域は、賑わいと交流ゾーンに位置付けられ、来訪者を各方面から誘引する機能を担っている。
- ・敷地内は周知の埋蔵文化財包蔵地「浜松城跡」の範囲内である。発掘調査により敷地内には、本丸北東角の石垣や本丸東堀跡、二の丸御殿や二の丸御殿庭園の遺構等の浜松城に関わる重要遺構が、広範囲に残存していることが明らかになっており、適切な埋蔵文化財の保存に十分配慮する必要がある。

(2) 大河ドラマ館及び関連施設(建物) 【資料 5】

- ・建物、建物付属設備、敷地の外構、敷地内の駐車場並びにこれらに付帯する関連施設は、ドラマ放送終了までの期間限定で使用し、放送終了後は速やかに解体撤去する予定で仮設建物として整備した。
- ・本整備計画により、ドラマ終了後も施設は解体せず存続させることとしている。

(3) 徳川記念財団所蔵品 【資料 6】

- ・絵画(軸装、屏風、額装等)、工芸(染織、漆器等)、文書、写真、刀剣、長持など、

2万5千点余りであり、重要文化財を含むと想定しているが、本市に展示収蔵するものは現在調整中。

- ・財団所蔵品は、都内数カ所にて収蔵している。

3. 整備方針

(1) 全体整備方針

- ・高い文化的価値を持つ財団所蔵品を中心とした徳川家関係資料の展示・保存を通じて、家康公ゆかりの地としての都市ブランドを広く発信する拠点を目指す。
- ・レガシーとして的大河ドラマ館及び関連施設を可能な限り活用する。
- ・浜松城を中心とした歴史文化拠点として、家康公ゆかりの歴史スポットへ誘導し、市内周遊を促進する施設とする。
- ・展示収蔵施設のほか、ミュージアムショップ、レストラン等の付帯施設、イベント広場を整備する。
- ・施設の配置は、旧元城小学校校舎、体育館、プール等が過去に建設され埋蔵文化財が既に失われたことが明らかな範囲を原則とする。
- ・建物については、浜松城内であることなど周辺の景観や特性に配慮し、調和のとれたデザインとする。

(2) 展示収蔵施設の整備方針

- ・本市の歴史・文化を多角的な視点により紹介するために、国宝・重要文化財級の資料も展示収蔵を可能とする。
- ・適切な埋蔵文化財の保護や都市計画法に基づく階数制限などを踏まえたうえで、最適となる収蔵スペース、展示スペースを計画する。
- ・文化庁の「文化財公開施設の計画に関する指針」（平成7年8月）及び「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」（平成27年3月）を踏まえ、文化財の保存と活用に適した施設になるよう十分に検討する。